

令和8年度横浜市養育支援ヘルパー派遣事業者募集要項

(注) 本件については、令和8年度予算が横浜市議会において議決されることが条件となります。

1 養育支援ヘルパー事業の概要

虐待に至った家庭、虐待の恐れのある家庭の家事及び養育に対する負担感を軽減し児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育支援ヘルパーを派遣します。

2 事業内容

(1) 派遣対象者の居宅に「養育支援ヘルパー」を派遣して、家事・育児の支援を実施します。また、サービスを実施したときは、その都度養育支援ヘルパー派遣確認書により派遣対象者からサービス履行の確認を受けます。

家事に関する援助の内容	養育に関する援助の内容
ア 食事の準備及び後片づけ	ア 授乳・食事
イ 衣類の洗濯、補修	イ おむつ交換・排泄
ウ 居室等の掃除、整理整頓	ウ 衣類の着脱
エ 生活必需品の買物	エ 入浴（沐浴）介助
オ 関係機関との連絡	オ 保育園等の送迎
カ その他必要な家事援助	カ 養育状況の確認
	キ その他必要な養育援助

(2) 児童相談所長の指示による支援計画を検討する会議へ出席し、情報共有や支援計画の検討に参加します。

(3) 「養育支援ヘルパー」のサービス実施日時等については次のとおりとします。

ア サービス提供日は、月曜日から金曜日とします。なお、閉庁日は除きます。

イ サービスを実施する時間帯は午前8時から午後7時までとします。

ウ 1回当たりのサービス提供時間は2時間以内とし、1家庭に対して1日当たり2回を限度とします。

エ サービスの提供場所は対象者の自宅とし、自宅以外又は市外への派遣は行いません。なお、原則保護者の在宅時のみサービスを実施します。

オ 派遣人数は原則1人とします。

(1件の訪問に2人以上派遣する必要がある場合は事業者と協議の上決定することとします。)

カ サービス提供日時以外にサービス提供が必要な場合は事業者と協議の上決定することとします。

- (4) 委託料の請求のため、養育支援ヘルパー派遣報告書及び養育支援ヘルパー派遣委託料請求書を作成し、養育支援ヘルパー派遣確認書を添えて派遣を行った翌月10日までに提出し、支払を受けます。

3 派遣対象者及び派遣回数

- (1) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第2号により、児童福祉司指導の措置がとられた児童及びその保護者。
- (2) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第3号による措置がとられ、家庭復帰のため措置を解除又は停止された児童及びその保護者。
- (3) 児童虐待を理由に、児童福祉法第33条により一時保護され、家庭復帰のため一時保護が解除された児童及びその保護者。
- (4) 児童虐待等の問題を抱える家庭の児童及びその保護者。
- (5) (1)～(4)に掲げる者に類する者
- (6) 派遣回数については児童相談所長が認めた回数。

※派遣対象者の中から児童相談所が派遣先を決定し、利用者の同意を得たうえで、事業者に依頼します。

4 委託料

- (1) ヘルパー派遣 : 1回当たりの単価 6,600円
- (2) 支援検討会議の出席 : 1回当たりの単価 6,290円
- (3) キャンセル料（派遣前日の午後5時から当日訪問出発前までに受託事業者に連絡があった場合）
: 1回当たりの単価 840円
- (4) キャンセル料（当日訪問出発前までに受託事業者に連絡がなく、事業所を出てしまったが訪問しなかった場合 1回当たりの単価）
: 1回当たりの単価 1,690円

5 公募の条件

- (1) 事業委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 次に挙げるア及びイの要件を満たす事業者であること
ア 次のすべての要件に該当する事業者であること
(ア) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されていること
(イ) 申込締切日において、指名停止措置を受けていないこと

イ 次のいずれかの条件を満たす事業者であること

- (ア) 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で規定する障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。
- (ウ) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること
- (エ) 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること

(3) 議会の議決

本要項に基づく受託事業者の募集の成立は、本事業実施に係る令和8年度の予算案が、横浜市議会において可決されることが条件です。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費及び準備等の損害賠償には一切応じられません。

6 質疑の受付

(1) 受付期限

令和8年1月26日（月）

(2) 質疑の回答

各事業者の質問を取りまとめ、令和8年1月28日（水）までにＨＰに掲載します。
質疑がなかった場合は掲載しませんのでご了承ください。

(3) 問い合わせ先

横浜市中央児童相談所

養育支援ヘルパー派遣事業担当：高橋・小堀・松野

電話番号：045（260）6510

FAX：045（262）4155

7 受託希望申請手続きについて

次のとおり、受託申込書及び添付資料を御提出ください。

(1) 提出書類

ア 令和8年度横浜市養育支援ヘルパー派遣事業受託申込書 1部

イ 次のいずれかの書類

(ア) 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定通知書の写し 1部
(有効期限が履行期間に該当するもの。更新手続き中の場合は、申請書等の写し等。)

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で規定する障害福祉サービス事業所の指定通知書の写し

(有効期限が履行期間に該当するもの。更新手続き中の場合は、申請書等の写し等) 1部

- (ウ) 公益社団法人全国保育サービス協会の正会員証の写し 1部
(エ) ・保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を証する免許等の写し 1部
・定款等事業内容が確認できる書類の写し 1部

(2) 提出期限

令和8年2月2日（月）必着（郵送または直接持参）

(3) 提出先

〒232-0024

横浜市南区浦舟町3-44-2

横浜市中央児童相談所

養育支援ヘルパー派遣事業担当 宛